

第7章 財政収支の見通し

7.1 財政状況

本市では、消費税の導入に伴う水道料金の値上げを除けば、昭和 63 年度の 4.56% の値上げ以降、水道料金の値上げは行っていません。また、平成 7 年度に 3.14%、平成 19 年度には 5.56% の値下げを行っています。

これまで、有収水量が減少する中、料金収納業務などの民間委託や高金利企業債の借換え、水道施設の延命化を図って費用を抑制することで、良好な経営を維持してきました。平成 21 年度末の時点で補てん財源として、29 億円を確保しています。

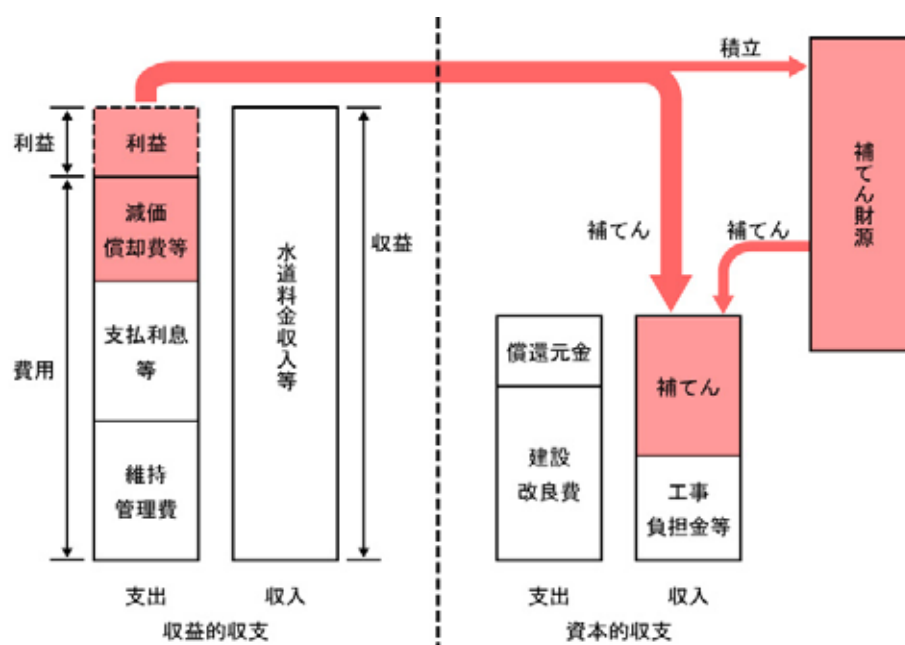


図 7-1 収益的収支、資本的収支、補てん財源の関係

収益的収入：

料金収入などの営業収益、受取利息、補助金などの営業外収益、固定資産売却益などの特別利益のことです。

収益的支出：

人件費、物件費、減価償却費などの営業費用、支払利息などの営業外費用、固定資産売却損などの特別損失のことです。

資本的収入：

資本的支出のために確保される財源で、企業債、補助金などのことです。

資本的支出：

水道施設を整備・更新するための支出や企業債の元金を償還するための支出のことです。

補てん財源：

減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金などの利益剰余金で、企業内部に留保されている資金のことです。

減価償却費：

減価償却費は、水道施設の整備に要した費用を耐用年数に応じて毎年費用として計上するものです。

7.2 財政収支の見通し

上述の実現方策に基づいて、財政収支の将来予測を行いました。この結果を図 7-2～図 7-6 に、財政見通しを表 7-1 (p.76) に示します。

(1) 収益的収支の将来見通し

収益的収支の将来見通しを図 7-2 に示します。

平成 21 年度に約 43 億円であった料金収入は今後減少する傾向にあり、平成 32 年度では約 38 億円となる見込みです。この結果、平成 26 年度以降は収益的収入が収益的支出を下回り、赤字となります。この赤字には利益剰余金を充てることにより、平成 32 年度まで賄うことが可能です。

しかし、収益的収支ではその後も赤字が続くと考えられ、進行する施設の老朽化や耐震化に必要な費用を確保しながら健全な経営を維持するためには、毎年の経営状況や社会情勢を考慮しながら料金改定の適切な時期を見定める必要があります。

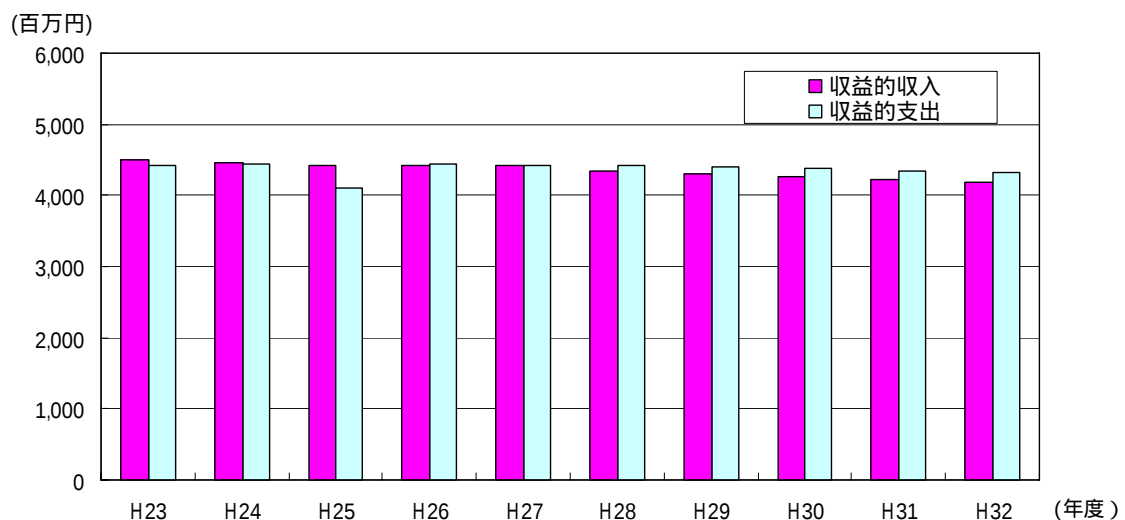


図 7-2 収益的収支の将来見通し

(2) 収益的収入の内訳

収益的収入の内訳を図 7-3 に示します。

収入の 9 割以上を占める給水収益は、人口減少や節水型社会の定着により減少していくと予測していますが、社会情勢、気象状況に左右されるなど流動的な要素もあります。

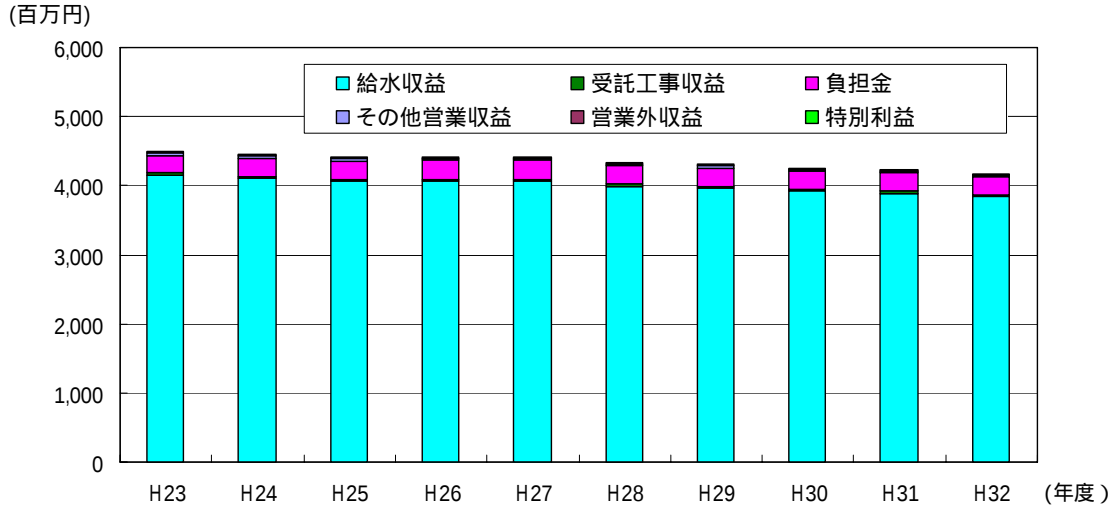


図 7-3 収益的収入の内訳

(3) 収益的支出の内訳

収益的支出の内訳を図 7-4 に示します。

施設の拡張事業に伴い減価償却費が増える傾向にあります。使用水量の減少により、動力費などは減少する見込みですが、費用全体に対する影響はさほど大きくありません。

企業債利息は、平成 19 年度から 21 年度に行った高金利企業債の借換えによる効果もあり、平成 22 年度以降大幅に減少しています。

減価償却費に次いで大きな比重を占める受水費は、平成 25 年度に県企業局が行う施設耐震工事のため、年間で通常の約 67% 程度となる見込みです。

収益的支出に大きな変動はありませんが、費用全般にわたり削減に向けた取組に努めてまいります。

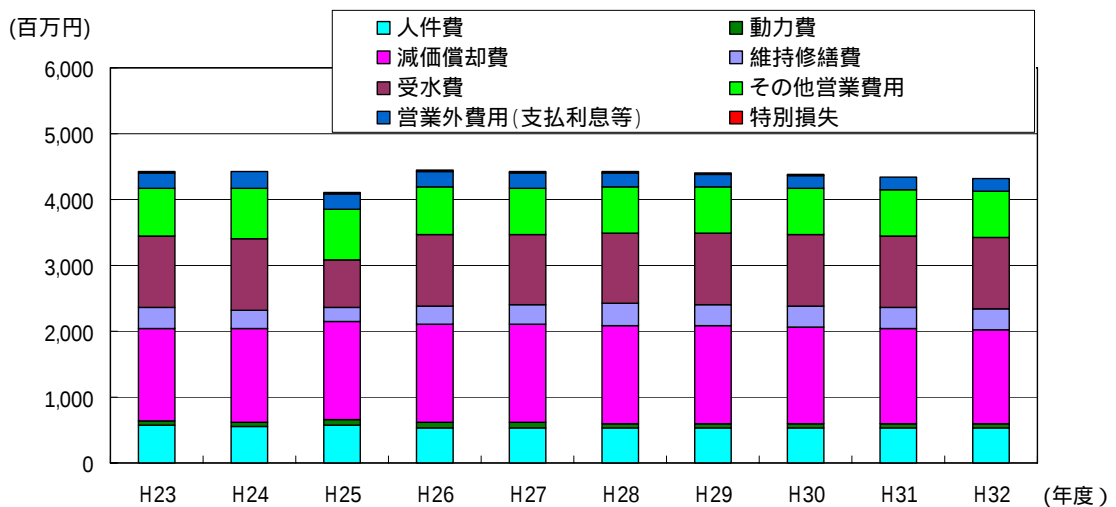


図 7-4 収益的支出の内訳

(4) 資本的収入の内訳

資本的収入の内訳を図 7-5 に示します。

平成 26 年度までは、拡張事業に係る国や一般会計など、他会計からの補助金を見込みます。

減価償却費に対する企業債償還元金の比率は、平成 23 年度の 69% から平成 32 年度には 44% となる見込みで、投資の健全性は保たれている状態ですので、今後も適切に企業債の活用を図ってまいります。

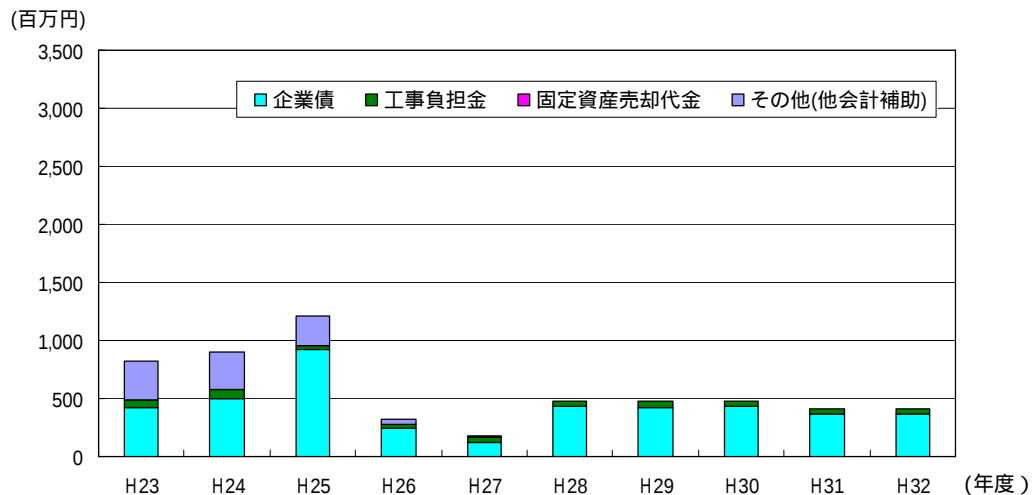


図 7-5 資本的収入の内訳

(5) 資本的支出の内訳

資本的支出の内訳を図 7-6 に示します。

平成 23 年度末の企業債借入残高は 96 億 4 千 3 百万円で、32 年度には 73 億円余りとなる予定です。これは、企業債償還額の範囲内に起債借入れが抑えられていることにより、借入残高が減少していくためです。

建設改良費は、実現方策を具現化した各種事業を見込んでいます。老朽配水管改良・更新事業、施設耐震化事業、中央監視・遠方監視制御システム更新事業など、施設や設備の老朽化に伴う更新事業を計画しています。

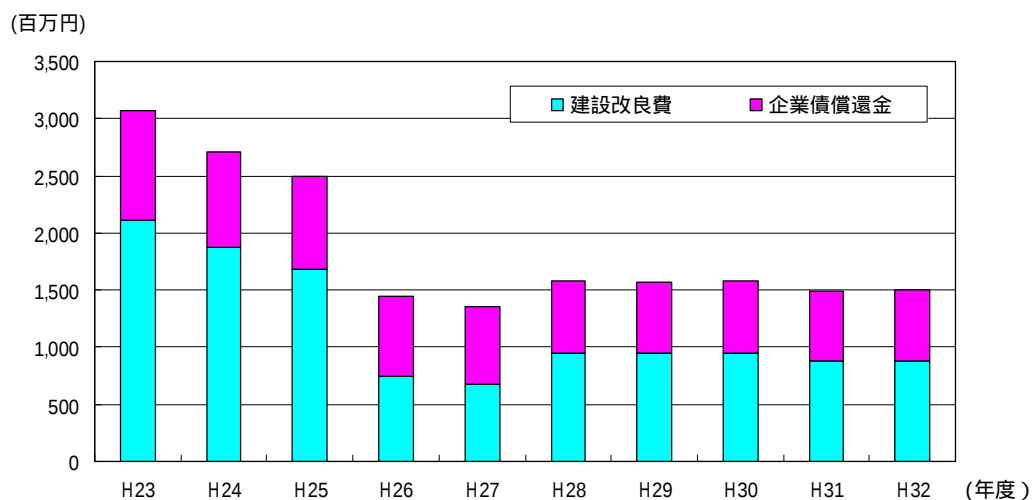


図 7-6 資本的支出の内訳

表 7-1 財政見通し(平成 23 年度～平成 32 年度)

収益的収支（税抜き）												(百万円)	
種目		年度											
収 入	営業収益	4,471	4,427	4,390	4,393	4,390	4,316	4,287	4,237	4,210	H32		
	営業外収益	26	27	24	22	22	16	16	16	16			
	特別利益	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	小 計 (A)	4,499	4,456	4,416	4,417	4,414	4,334	4,305	4,255	4,228	4,175		
支 出	営業費用	4,172	4,179	3,856	4,192	4,177	4,195	4,185	4,165	4,143	4,128		
	営業外費用	239	239	235	240	227	214	207	199	191	183		
	特別損失	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	小 計 (B)	4,426	4,433	4,106	4,447	4,419	4,424	4,407	4,379	4,349	4,326		
当年度純利益（ 欠損） (C)= (A)-(B)		73	23	310	30	5	90	102	124	121	151		

資本的収支（税込み）												（百万円）	
種目		年度											
収 入	企業債	421	505	921	243	127	433	425	433	361	H32		
	工事負担金	68	77	36	32	45	48	48	48	48		361	
	その他	339	326	262	57	7	7	7	6	6		48	
	小 計（D）	828	908	1,219	332	179	488	480	487	415		48	
支 出	建設改良費	2,110	1,871	1,684	740	674	951	951	951	880		880	
	企業債償還金	958	844	809	703	679	634	618	631	612		621	
	小 計（E）	3,068	2,715	2,493	1,443	1,353	1,585	1,569	1,582	1,492		1,501	
	収支不足額(F)= (D)-(E)	2,240	1,807	1,274	1,111	1,174	1,097	1,089	1,095	1,077		1,086	

（補てん財源）												（百万円）
種目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
損益勘定留保資金（補てん後）残高		330	578	954	1,411	1,951	2,420	2,886	3,327	3,762	4,176	
利益剰余金年度末残高		1,704	1,225	1,499	1,458	1,281	1,190	1,088	964	843	692	

第8章 簡易水道等

8.1 簡易水道事業

本市には7つの公営簡易水道があります。このうち、簡易水道の現在給水人口は奈川地区が最も多く915人、次いで乗鞍地区780人、安曇地区697人、入山辺地区541人などとなっており、いずれの地区も計画給水人口以下で十分な水量の給水を行っています。

平成20年度に国へ統合計画を提出し、平成26年度に本市上水道事業への統合を目指し計画的な施設の準備を進めていきます。

表 8-1 簡易水道の概要

水道名	認可年月日	計画給水人口(人)	給水人口(人)	給水戸数(戸)	計画1日最大給水量(m ³ /日)	原水の種別	浄水施設の種別
入山辺	H10.12.25	740	541	197	250	上水道の分水	-
穴沢	H15. 3.28	150	127	39	37	上水道の分水	-
奈川	H 5. 3.31	1,520	915	377	798	湧水・表流水	急速ろ過塩素消毒
安曇	H 8. 3.29	870	697	266	300	表流水	急速ろ過塩素消毒
稲核	H13. 3.21	280	248	104	389	深井戸	塩素消毒
沢渡	H 3. 5.31	150	69	39	307	伏流水	塩素消毒
乗鞍	H 8. 3.27	1,200	780	326	3,050	深井戸	塩素消毒

簡易水道事業：

計画給水人口が101人から5,000人までの水道事業のことを指します。

< 簡易水道事業の統合 >

取組内容										
計画的な施設整備を推進し、上水道事業への統合を実施する。										
実施年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32

8.2 飲料水供給施設等

本市には、現在公営・民営合わせて 6 つの飲料水供給施設と 2 つの簡易給水施設があります。このうち三城飲料水供給施設は、簡易水道の統合とあわせて平成 26 年度に統合を目指します。

上水道事業への統合要望のある入山辺地区の民営飲料水供給施設（大仏、駒越、大和合中央、大和合東村飲料水供給施設）及び民営簡易給水施設（宮海道簡易給水施設）については、地区全体での地元協議が整い次第、上水道事業への統合に向けた整備計画を策定していきます。

表 8-2 統合予定の飲料水供給施設の概要

水道(事業)名	設置主体		計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	施設能力 上：水源または浄水能力 下：配水池容量
	区分	名称				
三城	公営	松本市	97	41	19	150m ³ /日 133m ³
大仏	民営	大仏水道組合	79	41	17	26m ³ /日 53m ³
駒越	民営	駒越水道組合	75	43	16	86m ³ /日 36m ³
大和合中央	民営	大和合中央 水道組合	79	63	21	29m ³ /日 6.8m ³
大和合東村	民営	大和合東村 水道組合	59	40	14	5.9m ³ /日 21m ³

表 8-3 統合予定の簡易給水施設の概要

水道(事業)名	設置主体		計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	施設能力 上：水源または浄水能力 下：配水池容量
	区分	名称				
宮海道	民営	宮海道水道組合	26	23	6	32m ³ /日 9.2m ³

飲料水供給施設：

計画給水人口が 50 人から 100 人までの水道施設のことを指します。

簡易給水施設：

計画給水人口が 20 人から 49 人までの水道施設のことを指します。